

## 17 農業農村整備事業概要

(単位：千円・%)

(1) 県営事業概要		平成22年度 まで	平成23年度	進捗	平成24年度 以降	着手 ～完工
1	経営体育成基盤整備事業(3地区)	719,000	<217,000> 486,800	41.5	1,920,200	H18～28
2	県営ため池等整備事業 農業用河川工作物応急対策事業(1地区)	129,700	20,000	100	0	H17～23
計		848,700	<217,000> 506,800		1,920,200	

(2) 団体営事業概要		平成22 年度まで	平成23 年度	進捗	平成24 年度以降	着手 ～完工
1	農山漁村活性化プロジェクト交付金 (基盤整備促進事業)(1地区)	0	61,750	45.7	73,250	H23～26
2	団体営農業集落排水整備促進事業 一般(5地区)	1,062,910	<151,000> 559,872	35.2	3,259,218	H20～28
計		1,062,910	<151,000> 621,622		3,332,468	

(単位：千円・%)

<>内はH21年度繰越額で外数

(単位：千円・%)

(3) 県営・団体営合計(1)+(2)		平成22 年度まで	平成23 年度	進捗	平成24 年度以降	着手 ～完工
農業農村整備事業 合計		1,911,610	<368,000> 1,128,422		5,252,668	

注) 21年度実績には20年度繰越を含む。今年度未定事業・前年度完了事業は除く。

## 18 農業農村整備事業（県営事業）

### （1）県営経営体育成基盤整備事業

#### ア 事業目的

多様化、高度化する食糧需要に対応しつつ、地域農業の振興を推進するためには、耕地の汎用化を促進し地域の実態に即した畑作振興及び農用地の高度利用を図ります。このことから生産基盤と生活環境の一体的整備を行い、地域農業の中心となる効率的かつ安定的な経営体に農用地利用集積の促進を図ることが適当と認められる地域において実施します。

#### イ 事業区分

一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型

#### ウ 採択基準

1. 受益面積が20ha以上。
2. その他の基準は実施しようとする型により採択要件が異なる。

#### エ 地区一覧表

（単位：千円）

地区名	受益面積 (ha)	全体		平成22年度まで		平成23年度		進捗 (%)	平成24年度以降		着手完了
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
鈴鹿川沿岸4期 (一般型) (鈴鹿市 四日市市)	166	農業用 用水 L=16,529 m 農道整備 L=5,645 m	1,053,000	農業用 用水 L=9,442 m 農道整備 L=745 m	540,000	農業用 用水 L=6,800 m 農道整備 L=2,200 m	<160,000> 180,000	83.6	農業 用用水 L=287 m 農道整備 L=232 m	173,000	H18 ~ H24
鈴鹿川沿岸5期 (農業生 産法人等 育成型) (鈴鹿市)	181	農業用 用水 L=19,000 m 農道整備 L=3,530 m	1,352,000	農業用 用水 L=2,320 m 測量試験 一式	179,000	農業用 用水 L=6,500 m 農道整備 L=1,000 m	<57,000> 236,800	35.0	農業用 用水 L=10,180 m 農道整備 L=2,530 m	879,200	H21 ~ H26
稲生 (農業生 産法人等 育成型) (鈴鹿市)	514	区画整理 A=51.4ha	938,000		0	測量試験 費 一式	70,000	7.5	区画整理 A=51.4ha	868,000	H23 ~ H28
計	341区		3,343,000		719,000		<217,000> 486,800	41.5		1,920,200	

< > 22年度繰越で外数

#### オ 負担区分

国 50% 県 27.5% 地元 22.5%

## (2) 県営ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対策事業)

### ア 事業目的

河道の整備されている区間に設置された農業用河川工作物の構造が不適當、又は不十分であるものについて洪水による災害を未然に防止するために整備補強等の改善措置を講じます。

### イ 採択基準

改善措置の必要な河川工作物であること

### ウ 地区一覧表

(単位：ha・m・千円)

地区名	受益面積 (ha)	全 体		平成22年度まで		平成23年度		進捗 (%)	平成24年度以降		着手 完工
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
羽津 (四日市)	1031	掘本工 61.1 護木工 一式 ゲート工 一式	149700	掘本工 61.1 護木工 一式 ゲート工 一式	129700	掘本工 一式 護木工 一式	20000	100		0	H17 ~ H23
計	1地区		149700		129700		20000	100		0	

### エ 負担区分

国 55% 県 37% 地元 8%

## 19 農業農村整備事業(団体営事業)

### (1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(うち基盤整備促進に係るもの)

#### ア 事業目的

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の实情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援します。

#### イ 採択基準

基幹工種の受益面積の合計が5ha以上。

#### ウ 地区別事業費

(単位：千円)

事業種別	地区名	事業主体	全 体		平成22年度まで		平成23年度		進捗	平成24年度以降		着手 完工
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
農業用水 施設	本郷・ 北色	四日市	農業用水 施設 03km	135000			農業用水 施設 02km	61,750	46	農業用水 施設 01km	73250	H23 ~ H26
	小計	1地区		135000				61,750			73250	
合計	1地区			135000				61,750			73250	

### エ 負担区分

農業用排水施設：国50%、県10%、地元40%

区画整理：国50%、県15%、地元35%(H18新規調査地区より県10%、地元40%)

## (2) 団体営農業集落排水整備促進事業

〔一般〕

### ア 事業目的

生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するため、58年度から創設されたもので農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図ることを目的とし、あわせて公共用水域の水質保全にも寄与するよう農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備を行うものです。

### イ 採択基準

農業振興地域で主として連続した農業集落の地域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏、住民の意識等からみて一体と考えられる区域を対象とします。

事業の採択要件は

- (ア) 「農業集落排水整備計画」に基づき事業計画が策定されていること。
- (イ) 受益戸数がおおむね20戸以上で末端受益戸数が2戸以上。
- (ウ) 汚水処理施設は原則として、処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下であること。(但し、下水道担当局と協議調整を了すればこの限りでない。)
- (エ) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含まない。

〔機能強化対策〕

### ア 事業目的

農業集落排水の供用施設の中で、計画を上回る人口の増加、排水基準の上乗せ規則、不測の事態による施設の劣化等により施設の機能の強化措置を余儀なくされている施設に対し改築事業を行います。

### イ 採択基準

機能強化対策に要する費用の総額が200万円以上であって、次のいずれかの条件に該当する農業集落排水施設であること。

- (ア) 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。
- (イ) 排水の上乗せ基準の制定、人口の増加、供用後の条件変化が認められること。

### ウ 地域別事業費

〔一般〕

(単位：千円)

地区名	事業主体	全体		平成22年度まで		平成23年度		進捗	平成24年度以降		着手 完了
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
水沢 東部	四日市市	処理施設 1ヶ所 管路 L=880m	927000	管路 L=4439m	217000	管路 L=1,100m	64000	30	処理施設 1ヶ所 管路 L=3,261m	646000	H20 ~ H25
和無田	四日市市	処理施設 1ヶ所 管路 L=3300m	449000	管路 L=486m	54000	管路 L=480m	36872	20	処理施設 1ヶ所 管路 L=2,334m	358128	H21 ~ H26

昼生	亀山市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=15,600m	1837000	管路工 L=4,482m	324,910	処理施設 1式 管路工 L=2,900m	340000	36	処理施設 1式 管路工 L=8,218m	1,172000	H21 ~ H26
井田川 北・汲川 原	鈴鹿市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=4,650m	692000	管路工 L=4,718m	467,000	処理施設 1式 管路工 1式	<151,000> 39000	95	処理施設 1式 管路工 L=68m	35000	H19 ~ H23
三宅 徳君	鈴鹿市	処理施設 1ヶ所 管路工 L=9,440m	1,128000		0	1式	80000	7	処理施設 1ヶ所 管路工 L=9,440m	1048000	H23 ~ H28
小計	5地区		5033000		1,062,910		<151,000> 539872			3259218	

< > は前年度繰越分で外数

負担区分：国 50%、地元 50%

なお、県費助成は、翌年度に支援事業として、8.25%分助成する。

### (3) 農地・水・環境保全向上対策事業

#### A 共同活動への支援

ア. 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基礎となる社会共通資本である農地・農業用水等の資源を将来に渡り、適切に保全し、質的向上を図るため、集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動（現状の維持にとどまらず改善や質的向上を図る活動）を実施する場合に一定の支援（基礎支援）を行う。

イ. 「基礎支援」は、地域の農地面積に応じて活動組織に交付。支援の要件は、具体的な活動を列挙した「地域活動指針」を基礎に設定。

#### ウ. 支援水準

「基礎支援」についての支援額は国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、10a 当たり単価を次のとおりとする。

- ・水田 4,400 円 / 10a
- ・畑 2,800 円 / 10a
- ・草地 400 円 / 10a

エ. 中山間地域直接支払交付金の集落協定等対象農用地については、追加の要件を付して基礎支援の対象とすることができる。

#### B 地域の取組の更なるステップアップへの支援

ア. これらの地域の活動を促進・補強し、更にステップアップさせるため、協定に基づき地域においてより高度な取組を実践した場合に一定の支援を行う。

#### イ. 促進費の交付

取組の地域への広がりや質の向上といったステップアップを誘導するため、促進費を活動組織に交付。促進費は、一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動などの取組が行われる場合に、取組の水準に応じて交付。促進費の交付額は国や地方の役割分担、農業者等の自助努力を踏まえ、次のとおりとする。

・ 交付額（1 活動組織当たり） 取組水準に応じて 20 万円又は 40 万円 / 地区

ウ．特に先進的な取組を行う地域を評価することにより展示的效果を引き出す観点から、先進的な取組の評価を行い、広く全国へ紹介する。

活動期間 H19 年度～H23 年度（H23.3.31 現在）

項目 市町名	地区数	協定面積	支援額（年間）
四日市市	14 地区	548ha	21,723 千円
鈴鹿市	15 地区	970ha	38,625 千円
亀山市	7 地区	230ha	9,418 千円
菟野町	6 地区	637ha	26,833 千円
計	42 地区	2,385ha	96,599 千円

#### （４）県単土地基盤整備事業

【小規模土地改良事業】 補助率の〔 〕は中山間地域

##### ア 事業目的

県費単独補助事業として国の助成措置要綱に該当しない地域において、重点的に実施を必要とする小団体の整備、他事業関連等を実施します。

##### イ 採択基準・県補助率

1 地区事業費 3,000 千円以上（中山間地域は 1,500 千円以上）

関係農家数は原則として 5 戸以上

（ア）水路 排水機：受益面積 2ha 以上 10ha 未満 補助率 35〔40〕%以内

（イ）用水路 用水機（2ha 以上）区画整理（2ha~5ha）、暗梁排水（10ha 未満）、畑地かんがい（2ha~10ha） 補助率 30〔40〕%以内

（ウ）農道整備（農道舗装・農道橋を含む）：受益面積は 2ha 以上 10ha 未満で、かつ全巾員が 2.5m 以上とする。 補助率 35〔45〕%以内

（エ）ため池保全：受益面積が 2ha（地震関連地域は 1ha）以上 10ha 未満。補助率 35〔45〕%以内

#### （５）県単農業集落機能強化支援事業

##### ア 事業目的

集落機能の強化を図るため、集落営農に必要な基盤整備を緊急に実施し、地域の多様な資源、特性等を生かした農業生産活動を促進する事業環境の整備を目指します。

##### イ 採択基準と県補助率

事業費の規定は特になし、市町が事業主体の場合は補助金で 100 万円以上工事経費は 2 %以内

維持管理の軽減と麦大豆等耕作と集落営農に必要な整備で、関係農家数は原則として5戸以上、ただし ~ については、他工種と併せて5戸以上

農道舗装は2ha以上20ha未満 40%以内

各筆排水口の整備は2ha以上20ha未満、他工種と併せて2ha以上で良。35%以内

暗渠排水や湧水処理は2ha以上20ha未満、他工種と併せて2ha以上で良。35%以内

排水路の整備は2ha以上20ha未満 40%以内

用水路の整備は2ha以上20ha未満 35%以内

畦畔等へのカバープランツの植栽については要件なし 35%以内

上記以外の整備については要件なし 35%以内

#### ウ 集落営農基準

下記の項目のうちひとつ以上実施または、実施しようとしている集落。

農業機械を共同所有し、参加する農家で共同利用。

農業機械を共同所有し、オペレーター組織が利用。

集落内の営農を一括管理・運営。

認定農家・農業法人等に農地集積を進め、集落単位での土地利用、営農を実施。

農家の出役により、共同で農作業（田植え、稲刈り等）を実施。

作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整。

### (6) 希少生物保全事業

#### ア 事業目的

環境に配慮した農業基盤を進め、自然と共生する社会づくり、都市住民にとっても魅力的な個性ある地域づくりを目指します。

#### イ 採択基準

絶滅危惧種や希少生物などが生息する農業用施設の改修にあたり、生態系に配慮した、工法を採用する地区において、従来工法との差額分に係る地元負担金を補助します。

#### ウ 負担区分:県 100%

### (7) 国土調査事業（地積調査）

#### ア 事業目的

国土開発、保全利用の高度化に資すると共に、地積の明確化を図るため、国土の実態を科学的、総合的に調査します。

#### イ 地区別事業費

(単位：千円)

地区名	事業主体	全体		平成22年度まで		平成23年度		着手完工
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
朝日町	朝日町	4.00 km <sup>2</sup>	-	0.00 km <sup>2</sup>	0	0.00 km <sup>2</sup>	0	H8~
亀山市	亀山市	12.80 km <sup>2</sup>	-	0.63 km <sup>2</sup>	34,970	0.15 km <sup>2</sup>	3,452	H14~
鈴鹿市	鈴鹿市	177.24 km <sup>2</sup>	-	1.69 km <sup>2</sup>	98,814	0.46 km <sup>2</sup>	24,458	H18~

川越町	川越町	8.34 km <sup>2</sup>	-	0.98 km <sup>2</sup>	16,572	0.19 km <sup>2</sup>	10,324	H19~
計		202.38 km <sup>2</sup>	-		150,356		38,234	

ウ 負担区分：国 50%、県 25%、地元 25%

## (8) 土地改良区統合再編整備事業

### ア 事業の目的

土地改良区の業務運営の効率化と経費削減及び土地改良施設の適正な維持管理による水管理の一元化並びに町行政等との連携強化により組織運営基盤の強化を図ります。

### イ 地区一覧表

(単位：千円)

ウ 負担区分：国 50%、県 50%

## (9) 災害復旧事業

### ア 事業目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他異常なる天然現象により農地及び農業用施設に生じた災害に対して、すみやかに復旧を実施することにより農業生産基盤の再生を図るとともに環境・文化の保持や県土保全を行います。

### イ 採択基準

1ヶ所当り 復旧費 400千円以上

ウ 負担区分：農地 国 50% 地元 50%

農業用施設 国 65% 地元 35%

### エ 平成22年度実施状況

(単位：千円)

事業主体名	事業概要	種別	件数	事業費
亀山市	平成21年災	農地	1	146
四日市市	"	施設	1	8,535
四日市市	平成22年災	施設	1	12,475
菰野町	"	施設	7	8,322
計				29,478

## (10) 新農業水利システム保全対策事業

### ア 事業目的

加速化する農業構造改革の中、多様な水田営農を展開に対応していくための新たな農業水利システムを再構築し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化を実現する新たなシステムをモデル的に構築します。

#### 1. 事業内容

水利施設等の機能診断 水利用と管理のあり方の技術検討 農業水利システム保全計画の作成 省力化施設の設置(除塵機・自動分水工) 畑地化・畑作本作化のための調整池の設置

### イ 採択基準

都道府県知事が設定する水利区域で、「水利地域水田農業ビジョン」が策定されていること。

「農業水利システム保全計画」の策定が確実なこと。

区域の農用地がおおむね20ha以上(中山間地域はおおむね10ha以上)であり、かつ  
水利区域が属する一連の水利システムに係る区域の農用地面積がおおむね100ha以上  
上  
(中山間地域はおおむね60ha以上)であること

ウ 補助率

事業内容の ~ は定額 ~ は国50%